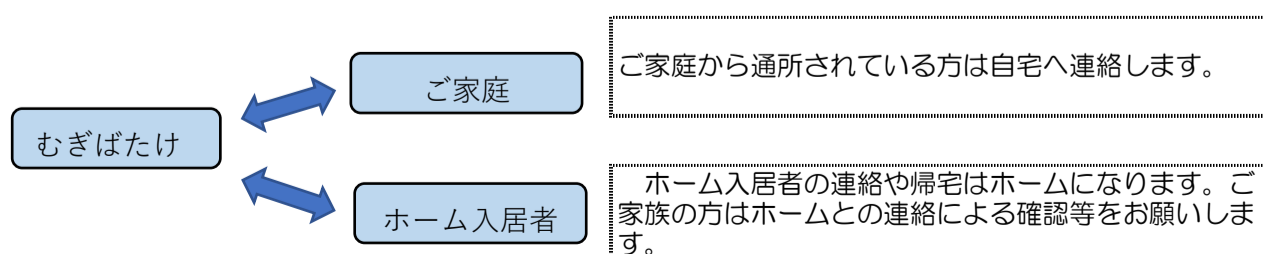


2022年度湘南むぎばたけ事業継続計画（BCP）簡易版
～「そのとき あなたは」～

2023.4.1

		利用者の行動	家族（ホーム）の取り組み	湘南むぎばたけ（職員）の取り組み	説明
ステージ1	事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練（年2回秋・春実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 防災準備（備蓄品の調達や点検） 避難場所、経路の確認 家族の集合場所や連絡方法の確認 ホームはBCPにより準備 <p>* ふじさわ防災ナビ参照 * 備蓄品は3～7日が目安</p>	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品の調達と確認（別1） 避難及び誘導訓練 一時避難場所の確認（別12） 防災研修（防災機器の操作や取扱い）（別2） 意識啓発 	<p>被害の軽減を図るための取り組みや発生した場合の対処について予め確認しておく。</p> <p>事業所では、避難生活の長期化や情報の収集方法・連絡手段等を考え準備を進める。</p>
	営業時間帯の発生	<ul style="list-style-type: none"> 命を守る行動 一時避難場所への避難 施設へ移動、施設が使用できないときは指定避難所の善行中学校へ移動（避難生活） <p>（一時避難場所） 一時避難場所は、施設周辺の空き地を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送迎中に災害に見舞われたら最寄りの小中学校・市民センター公民館へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守る行動 避難場所へ避難 自宅または避難場所で避難生活 事業所またはホームへ連絡を試みる 自宅以外に避難する場合は、自宅の分かるところに避難先を表示 <ul style="list-style-type: none"> ホーム（職員）は定めたBCPに沿って行動 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は自らの命と利用者の安全を確保（別13） 一時避難場所への誘導（別12・16） ケガ人の応急処置（別15） 重篤の場合は、119救命救急を手配 利用者のメンタルケア（別16） 施設または善行中学校へ避難誘導 施設の被害確認、片付けや修繕（別4・18） 一時避難中にペットボトル（水）配布（別16） 周辺の被害確認（別20） 車両の被害確認（別4） 利用者宅（ホーム入居者はホーム）への連絡開始 利用者の帰宅は、連絡がとれ、かつ移動手段が確保できた人から順次帰宅。 <p>○ 送迎中に災害に見舞われたら（別17）</p> <ol style="list-style-type: none"> 車を左に寄せ安全確認 電話連絡 施設→家庭（ホーム） 通行不能の場合 近くの小中学校または市民センター公民館へ徒歩で移動待機 以降②を繰り返す。 <p>運転員及び添乗職員は上記の順で利用者を誘導待機（付き添い）</p> <p>■ ライフラインの復旧見込みと対応 ライフラインや被害復旧状況により避難生活や事業再開を見極める。</p>	<p>（事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外への避難時ガス、水道、電気のを切る。 必要物品を避難時に持ち出す。 一時避難は、屋外を想定しているが施設に危険がない場合は、建物内で待機する。 善行中学校へ避難した場合、職員は、見守り支援、連絡、施設の被災状況確認と片付け等役割を分担する。 連絡手段は、電話→メールの順。不通の場合は断続的に試みる。 連絡が取れない利用者は避難生活開始 全ての利用者が帰宅した段階で、避難施設終了（閉鎖） <p>（注）避難生活中に服薬が滞ることなどで命の危険を生じる方は、予め対応を施設と協議。</p> <p>■ 電気・ガス・水道等の復旧に要する期間とその間の対応</p>
ステージ2	休日・夜間帯の発生	<ul style="list-style-type: none"> 命を守る行動 必要により避難所へ避難 ホーム入居者差は、ホームのBCPに沿って行動 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守る行動 必要により避難所へ避難 ホームはBCP発動 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅や外出先で命を守る行動 必要により最寄りの避難所へ避難（自宅や外出先） 自分や家族等の安全が確認できたら参集基準に基づき施設へ参集（別9） 参集後、施設及び周辺の被害状況の把握（別4） 施設建物の片付けや簡易修繕開始（別3・19） 建物の安全や運営体制確認後、利用者またはホームへの連絡開始、安否、被害状況等確認（別5） 職員の被災状況整理（別6） 送迎ルートの被害状況を段階的に確認（別21） 再開の検討～再開 	<ul style="list-style-type: none"> 施設は再開のための行動をとる 施設の安全が確認、職員体制の見込みやライフライン等の復旧見込みが明らかとなった段階で事業継続（再開）時期の判断
	事業継続・再開	<ul style="list-style-type: none"> 事業が再開するまで自宅または避難場所で待機 ホーム入居者は、ホームのBCPに基づく行動 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅または避難所で避難生活 	<p>事業の段階的開始（別25）</p> <p>レベル1 片道30分程度の徒歩圏で通所が可能な人（職員が徒歩で送迎） 移動支援の利用等で自力通所可能な人</p> <p>レベル2 車両通行可能な指定避難所の避難者（状況により指定場所へ送迎）</p> <p>レベル3 車両通行可能エリア（状況により指定先集合）</p> <p>レベル4 通行可能なエリアの自宅または避難生活者の避難場所までの送迎</p> <p>上記のレベルで事業再開を目指しますが、道路事情等で送迎や通所に要する時間が不透明なため施設の運営時間を短縮する等臨機応変の対応となります。また送り迎えのポイント（場所）についてもその段階での協議となります。</p>	<p>（事業再開の目安）</p> <ol style="list-style-type: none"> 建物の安全が確認できること ライフラインの復旧目途がたつこと 道路の復旧目途がたつこと 安定的に食材の確保ができること 職員体制が継続的に維持できる目途がたつこと 車両の被害が軽微であること 利用ニーズがあること <p>以上の目安を踏まえ左記のレベルで段階的に再開を目指す。</p> <p>（注）学校や保育園等へ通う子どもがいる親はそれぞれのBCPに沿って家庭（家族）のことを考えることが重要となります。</p>

- ①営業時間帯に災害が発生し帰宅が困難なときは、施設または善行中学校へ避難
（中学校へ避難するときは、施設入り口に行先を掲示）
- ②避難先（当施設）からの帰宅は徒歩圏から開始する（片道徒歩30分が目安）
- ③ホーム入居者の連絡や帰宅は次のとおり



湘南むぎばたけ福祉施設避難所の開設

開設要件	注意点等	備 考
開設要件は次のとおり ①藤沢市の要請があること ②建物の安全が確保できること ③職員体制が確保できること ④水・食料等の確保の見込みが立つこと	①すでに施設利用者が避難している場合は、福祉施設避難所の開設は困難であること（施設利用者の避難を優先） ②休日や夜間に災害が発生した際、福祉避難所の利用を希望する場合は、指定避難所または福祉避難所（市民センター公民館）に避難した際、市の避難所従事職員との相談が必要です。	「藤沢市災害時緊急受け入れに関する協定」に基づきます。

災害トリアージ

◎ 基本的な対応順になります。

	ケガ等の内容	処置（対応）内容	備 考
1	擦り傷・切り傷	消毒及び傷テープによる止血	市販薬を使用
2	打撲	炎鎮痛薬・湿布薬による鎮痛	//
3	軽微な骨折	雑誌や傘等を使用し包帯で固定	状況により市販の鎮痛薬使用
4	パニック・強い不安	声掛けや飲料による対応。場合によりレスキューレメディ使用	レスキューレメディキャンディタイプ
5	重症・重篤の場合	救急要請による対応	軽微な処置では処置困難なケガ等

災害時の医薬品（定期服薬）の取扱い

	状態等	取扱い要件等	備 考
1	災害により服薬が滞ること で命の危険がある場合	医師または家族からの指示により施設が服薬介助することが可能な薬剤。併せて保管も可能となるもの	○ 3日から7日分。使用説明書の添付。保管期限がある場合は、入れ替え等の実施 ○ 薬ケースに入れ氏名等表示。厳重保管。 ○ 平時は保管のみ